



吉村道明
編輯

近世古本記二篇

万

5
3994
6



伊予
3994
6

近世太平記續篇卷之下

目錄

- 一 朝鮮國事情の事
- 一 訓導玄普運等我軍艦小來り觀る事
- 一 問情使の無禮を怒て追歸を事
- 一 我士官等上陸して土主官と詰責する事
- 一 江華島の砲臺より我船を襲撃する事
- 一 我兵永宗城を攻破る事
- 一 黒田井上の兩大臣韓地に到る事
- 一 練武堂に於て兩國の大臣談判の事



- 一 兩大臣條約を定て歸朝する事
- 一 朝鮮の修信使來朝の事
- 一 熊本暴動原因の事
- 一 神風連蜂起與倉中佐奮戦の事
- 一 賊魁屠腹談地平定の事
- 一 前原一誠等敗軍して捕獲せらるる事
- 一 秋月の賊徒潰散の事
- 一 各地の賊徒刑に就き諸道静謐の事

目録

近世太平記續篇卷之下

近世太平記續篇卷之下

尾張 吉村明道編輯

朝鮮國事情の事

明治七年もつり暮る。八年と改り長閑き年と迎る程
 小我皇國のやもて穩ましく諸民間化は進む御代あり満
 まい虧るぢやいひや今稔又朝鮮の事起るとり抑朝鮮と言
 る國の支那の東方に當りて紀元最も古き國あり往古の
 君とる者あり道も教もあるといふ適一個の神ありて
 太白山と言ふ山あり檀木の下に降り立り國人立と君と
 ろし其檀木の下に降りて以て檀君とい稱せらるる檀君

近世太平記續篇 卷之下



爰こゝ子こ王わうたたるるふふ及及びてて國こくの名なをを朝鮮ちょうせんとと号ごうしし平壤びやうじやうととのところ處ところにに都とせせりり時ときはは堯ぎやう帝てい二十五年じゅうごねんととのこと是こゝよりより千百十二年せんひやくじゅうにねんをを終はてて周しゅうのこゝ武王ぶわう元年げんねんにに箕子きしとと朝鮮ちょうせんにに封ほうじじ箕子きしのこゝ後孫こうそん國こくとと保たもつつとと四十二代しゅうじふにだい漢かんのこゝ惠帝けいてい元年げんねんにに至いたりり其その國こく乱らんるる三韓さんかんととありり又また分わちちてて四郡しきんととありり後のち又また之そのをを一統いつとうととすす者ものありりてて高麗かうらい國こくとと稱しょうせせしし高麗王かうらいわう無道むどうなりり成鏡せいけい道どう成興せいけいのこゝ人ひとよりより李り成珪せいけいとと云いふふ者もの高麗王かうらいわうとと江華かうわ嶋じまにに遷うつりりてて自みづからら位ゐをを即すきき復ふく國こく歸かへりり朝鮮ちょうせんとと改あらわわしし今いまのこゝ朝鮮ちょうせん開國かいこく元年げんねん即す是こゝなりり時ときはは明めいのこゝ洪武ほうぶ二十五年じゅうごねんよりより今いまのこゝ太祖たそ成珪せいけい元年げんねんよりより大凡おほむね三千七百二十五年さんしゅうしちひゃくにじゅうごねんありり此この年ねん曆れき

の間あひだ或あるはは支那しなにに屬ぞくするる時ときありり或あるはは日本にっぽんにに服くわするる時ときありり又また或あるはは支那しなのこゝ爲ためにに地ちをを奪うばひひ事ことありり又また時ときととしてして之そのにに背そむききてて獨ひとり立たちちああせせ事ことありりがが彼かの李り成珪せいけいがが王わうたりりよりより盟めいてて明國めいこくのこゝ臣しんたりりとと請こひふふよりより以いらら清せいのこゝ代だいにに至いたりりてて貢こうをを捧たげげてて謚おくりなを受けけ即す位ゐをを許ゆるすすことことななりり程ほどはは年ねん號ごう曆れきのこゝ如ごとききにに於おけけるる然しかししもも衣い服ふくとと頭かみ髮みげはは明めい朝てうのこゝ制せい度どをを守まもりり舊ふる體たいとと變かへへるるあありり又また成珪せいけいのこゝ遺ゆい言げんありりてて西さいのこゝ禮らいをを支し那なにに失あははれれ東とうのこゝ信しんをを日本にっぽんにに缺くわききんんにに我われ國こく體たいをを損そんじじるることことありり李り氏しのこゝ萬代まんたい國こくをを保たもつつべべととありり然しかししもも過あるる文ぶん祿ろく元げん年ねん秀しゆ吉きち兵へいをを朝鮮ちょうせんにに發はつししてて八道はつどうをを蹂躪じゆうりくしし

王城を拔き王子と虜ふ。既功成るお至らんとて秀吉
薨せらるるに因り其兵と返さるお及べり。其後徳川氏の
時お至り無事と専ふおさんぐ為お万般渠と説諭せしむ
再び隣交の好と結び頗る信を表ふとれど裡お備言と含
りとど。元來朝鮮の偏固頑陋の國なり。祖先以來の弊
風を改正するを好まむと故お王政維新の後驟お聖諭を
賜ふと雖も渠舊式お異るを論じて之を納ざる而已あら
ば。礼を我朝お失するおあやと亦擧て數ふべし。是お
於て本邦の壯士等頗る渠お不礼を怒りて征韓論を主
張する者往々甚う。朝廷此議お從は。理事

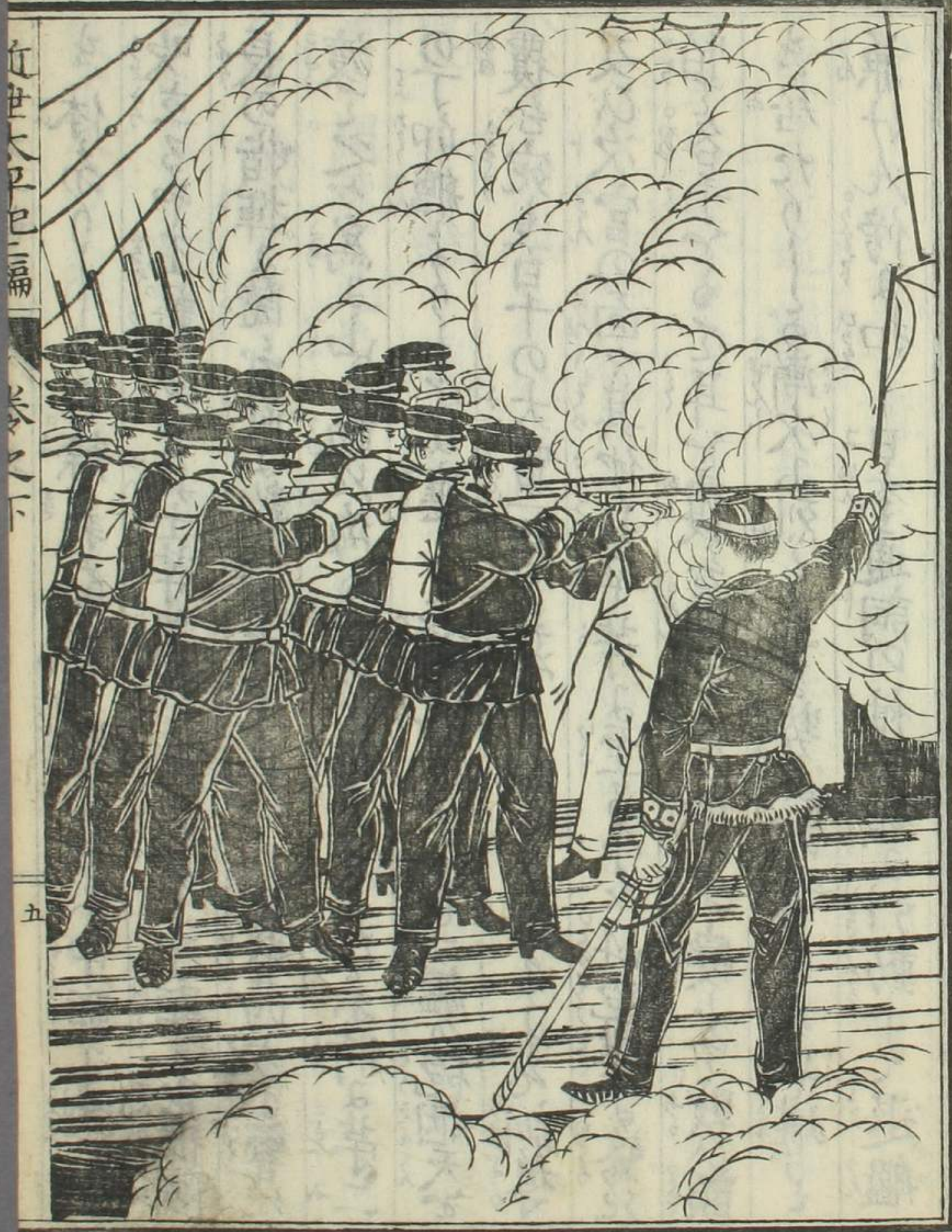
官森山茂を彼國お遣さる。諭く以て兩國の交誼を全う
せんといせしむ。けし

訓導玄普運等我軍艦お来り觀る事

さても森山理事官へ朝命を帶て彼國お渡り。頻お談判
お及まらん。未ご整さるる小事起る。初是年五月。雲陽丸と
言る軍艦我對馬より。朝鮮國の海路を測量する旨朝
命を奉じ。十日品川を發し。路をぐる處々の港お立寄り
廿二日對馬の嚴原古名の府中お着岸し。廿四日同處を發し。翌日既
お朝鮮國金山灣ある。草梁の沖お投錨せり。斯く灣中に見
るお其風景お最も好く。處々お數多の小島あり。中々お絶影

島と言ふ島の形大なり。山の高さ二百尺許。此島に社あり。俚俗稱之朝比太の社と云。人家の甚く。藪く。多の馬を牧り。因一名牧の島と言ふ。金山城の北に方て。小高き山の中央に在り。我公館の海岸を去る事僅小。亦是小高き所あり。這所は理事官及び其他の官員在勤し。屋の棟多く立并。中より日の丸の旗翻る。尚濱手の番所あり。上下二箇所の波戸場を設く。和船數艘と茲に繋ぎ。公館附属の蒸氣満珠丸。沖の方小碇泊せり。偕又件の雲揚艦は此沖に滞在。未だ幾許もあらざる。六月十二日小至り。第二の軍艦丁卯丸亦測量の命と奉

じく乗入たり。時小朝鮮の訓導すと云ふ官あり。名を玄普運と言ふ。豫く我軍艦を縦覽あり。たに望あり。然るに二艘の軍艦入湾あり。たる事ある故。即來艦あり。艦尾の旨案内及び。翌十三日訓導玄普運は次官の面々及び兵隊數十名と率る端船に打乗て。雲揚艦に來る。朝を朝鮮を訓導に三品の爵ある事故。艦長自ら出迎ひ。互に一禮終て。後一室に誘て茶を出し。菓子と勸て。姑く茲に郷良し。上頓て甲板の上。伴を大砲其餘の器械。皆夫々示た。後尚戦争の訓練と見せ。其の旨と示て。第二の軍艦丁卯丸へ。勿地暗號。及より訓導を何やら迷惑し



近世大正三編

水戸

五



玄昔運等我
 軍艦の調練
 と見て炮聲
 不恐怖をる

近世大正三編

水戸

さ体ありしごとく餘義あく見物あせふ中驟は喇叭と
吹立るや不占數多の兵士等忽然と甲板の上は顯き出彼艦
長の指揮は隨ふ直は數門の大砲を放てて砲聲四方は響に
渡る之が爲は山も動れ海も湧くと思ふまじたるふ時は第二
の丁卯艦よりも之は應へて發砲せしむるに二艦の砲烟天を
覆む宛も百千の大雷一時は落るるもとりあるるを訓導
及び次官の面々其他兵卒等に至るまで此砲聲は駭馬に
怕て各手ともて耳を覆む面色土の如くふ變じて戦ひ顛
と居たりしは漸次ふ烈くある勢は訓導らも堪へ
兼ねん傍は扣し日本通詞の袖は頻に引動して退艦

あしたは事と請ふを通詞の渠等が恐怖の体且退艦
と望る由を遂に艦長は告げきざ此時訓練中央に至らば是よ
る互ふ激戦は又ふべたの所あまきとも斯まを渠等が怕る
ると推して爲んも憫然ふ思を止發の喇叭と吹しむまは此
船も丁卯艦も忽ち發砲を止し是は於て訓導等へ耳を
覆し手と離し始て蘓生しむるが如し此時又艦長は火
消の訓練を見せんとして忽ち早鐘を打鳴せむ兵士等或
は防火隊とあり或は唧筒隊とありて前部後部は走
る中もとり唧筒隊を唧筒を海水を揚ると甲板より
數十尺防火隊を此水より消防と做るゝと號令規則其度

ふ愜て目と駭とぞとりのありあきし。一時ふして事果た
ず。訓導等ハ此調練の終ふ至ると見るや否艦長小暇を告
て雲揚艦と退し。丁卯艦と縦覽あまざるに旨嚮約定
せし事故訓導等ハ止と得ず。又其船に至るに我々丁卯丸
の艦長も迎て室小誘んと。復大砲を放やせん。と
甚と怖る心あき固く辭し。室も入ぞ甲板上を
些むのり者歩行と辭短は應接し。逃るの如く退たり。
されど雲揚艦ハ姑く金山灣碇泊せし。十九日此地を發し
て東海岸の北小方る咸鏡道の方と廻り廿七日慶尚道の
内よ於て「ウニコッキ」といふ地の灣中よ着帆せり。

問情使の無禮と怒と追歸と事

斯て雲揚艦ハ翌日士官三名端舟よ乗移り「ウニコッキ」の
海岸ふ上陸せし。時忽地鐘鼓の聲と俱に數百の韓兵現
き出首將と覺し。身は薄赤色の服と着し。揚輿ふ
打乗て居たり。次官うし。者ふ命し。我士官の
出處履歷と問し。もむ。士官等臆せ。答るを。是と
大日本帝國の軍艦と。諸國と巡航と。折の。適此地
よ上陸せし。薪水と請ん為ありと言ふ。韓人押返さ
茲よ來し。當縣の土主官よ。異國の船の泊する時
ハ其事情と問し。國王よ奏聞と。するの職分あり。又我國

の法として、猥ふ他國の人民の上陸せしむることを禁せり。尙
薪水と求る時、先其船の物品を檢査し、之を送る掟あり。
を愈夫と望むとありと、汝が船を吟味せん、杯我風体を怪
と問ふ。頻あきまむ。我士官等、爰より無用の辨論は、虚時
と移さんより、土主官と船を招き、渠が不禮と糺さんと問ふ。
應じ、程よく答へ、頓て土主官の來艦を約し、直に本艦
に立歸り、此趣を艦長に告げ、渠が來るを待構へ、船より地
方を望み、見まむ。小高の所へ幕を張り、彼土主官と始じ
て數百の韓兵山の如く列と正し、居並し。の輜あり、つて
白衣の韓兵數艘の小舟に乘組、我艦に乘付來り。其

中より水色の服を着せし官吏二人が立露し、一人を
問情別炮將手旗と記せし。黄色の手旗と携し、一人は問
情軍官標記と書たる同色の手旗を持し、が乘艦ありと
ん事を請ふ。其土主官のありまむ。故長官のふ來
るを、と我艦よりし、を差示せむ。余義あり、船を漕
戻し、這回の外は一名の官人と増て、再び乘艦を請ふ。先
免も角も事の次第と問糺さんと。舷門を開き、三人が
板の上へ迎へ、艦長も立出て對面し、及べらむ。渠等の三言の
辭も發せ、有合ふ雙眼鏡を手取り、遠望を做し、又ハ
大砲と撫廻て打詠め、杯為さる。が果は何も、甲板の上

は座し持たる手旗と襟は差り其時艦長士官等へおぼ
渠等が官位姓名を問ふ官位へ通訓大夫迎日縣管兼慶
州の鎮管兵馬節制都尉とて姓を金諱へ命求と書
記しと出しと彼面々の品行を見るふ如何ふ不開化は
國ありとて高官ある人と思ふは必ず長官の名と詐る
よ紛きありと再び手強く是と問は實は次官の者あり
と答へ又我艦長の官位姓名を問ふを艦長答て我を海軍佐
官軍艦雲揚號の長官姓は藤原名は良馨あり備足下等
問情の趣へと問返をて韓人が抑朝鮮と日本の交隣の國
あるふ如何を故め泊するや就て乗組一人負又備ふる

物品とも見分かまぐと言ふ内手旗と襟は差たる一人頻
小酒を飲した体手真似する故筆をて書て見せよと言ふ
好き酒壺ありと二箇賜きと記しつり斯る禮あり舉動と
見て我艦長の憤り我艦海上を横行しと各國の港に碇泊され
ど聊障る事ありぬと今汝等が問情を受べた違あり疾去
るしと追立ちを渠等へ返す辭あり空く地方に漕戾たり
我士官等上陸しと土主官と詰責する事
よる程に我艦長の問情使が所爲の不當あると怒り糾問の
爲士官五名と上陸させ彼土主官は直談せん和水夫等も
銃砲と持と端舟も漕寄せよとて海岸ふと數多の韓人

蟻の如く小集り居る。我が船を見物あつんと近寄來
り自由小船を遣ると能く抗う。彼國の提吏等が忽ち
走り來り持つる棍を打拂ふ。我が船漸く岸に着
き又彼提吏が先導して彼幕打し小高き所に至る。四
方六尺四方ありある。仮小屋を設けし中に入薄赤色の服
を着し座し居たり。是則土主官あるよし直談あつん
と進み寄し左右ふかす。隨兵等が駭く体をし立隔て。我士
官等と支まひ暫く之を窺ひ居り漸く透り得て土主官の
前へ進み向へて水夫等へ其後を整理ししを打護まひ。其
時土主官へ隨へる所の官吏を命じ前面へ荒進と敷せ頻

し座を進む。我士官等の座は着せし冠する帽と
脱て各禮と爲し雖も渠へ曾て感ぜざる体あり。因て手札
と差出せしむ彼隨官へ受取て恭けし跪き之と土主官小捧
げ又更し我士官小對し座し着せし目と勸る事最も頻
ありし。我士官等之み答るや。帽を脱て直立せしむ。我
我國の禮ありし膝を屈せしむ。禮ありし。因て席し座
せしと言ひ然しむ。劍を携へたる何故と。再を問ふと
打領は是我國の兵式ありと答る。是より於て土主官は
徐み立上り兩手と袖の裡に入額の上まで上げて揖禮し及ぶ
ぞ。土官等亦禮と返し互に式禮終て後又座し着と勸れ

ども曾て之は従ふぬと土主官の指揮ありて廉忠ある
大椅子の古くも持出て是は腰と掛よと言とも固く辭して
退りせ諸土主官に對し我輩艦長の命は因り上陸ありて是
迄來るも足下は問へば數箇條あり嚮ふ我艦入灣せし
時土官三名上陸せしと足下許多の兵を率て此處に來
會せしを次官と思し我人とも彼是と尋問あり剩
艦中の物品を檢する上薪水を贈るに杯非禮の事を
數々言ふんども其所を辨解せし所が無益は時間と
費をもとり例は因て問情を爲るとあると辭するも道
理ありばと存し足下の來艦あるを約し艦を歸し相

待し須臾ありて豈圖んや足下は非ざりて三人の官
負來り更は揖禮をせる体もあは云々の不都合及し故
艦長土官等大小不快の心を生じ面會を断り追歸せしが抑
渠等と言ふ所の朝鮮と日本隣交の國あるは故あはとら
何事をや又乗組の人数の事へ時機ありて示しせん
が備へ置く物品を檢査せんとい何等の事を斯る誇言と發
し兵權を以て威さんと數艘の軍船は兵と乘しめ彼次官
等も差添て我艦を遣はせと雖も其事實曖昧とて更
も結局おぼのそら談話の中は酒壺を請ふ杯其体小兒
戯る如く又狂人の所為の如し何を已と尊大ありて他と

睥睨せざるの甚きや是足下が遣つた所の問情使よとある
かゝる事皆足下の意中より出たる事と看做さるを得
も尙果して然らば我國辱の大ある點止あはれ死事を
ふ縁と畢竟次官が疎妄ふ出で足下が意外の事とあらむ
夫等の口と辨解あるべし是兩國の間は於て交誼有關る
事ある故茲小宜く意を注し互小懇々談論ふ及ぶ事實を
正し隔意を解て永く隣交と全うせむ足下之を熟思せ
よと説付たるを土主官へ今更に辭あく只酒壺を請ふと
言ふ彼士官は嚴規を加へ其罪を懲らんと言ふ我士官等が
慰めて貴國の法律實は嚴あり然も是れも渠が爲と所原

あも一時の過も既小事情も分明あはれ請ふ其罪を免
されよと言ふ土主官首を打掉つ我朝鮮の法よと罪
を犯せし者と赦さむと直小件の次官を我士官等の前
より引出し忽地醫を引捲て既小棍を打んとするも我士
官等へ尚之と止し屢宥めたるより棍を加ると三四回小
しと漸ふ之と免たり兎角して我士官等へ稍本艦小立
歸り仔細と艦長小報せざるを實小彼地の不開化と笑
ふの外はあかやうとぞ

江華島の炮臺より我船を襲撃せし事
斯く雲揚艦へ朝鮮の地と出帆して七月長崎に至り又神

戸中ぐ立戻し八月の末神戸を發して再長崎に乗
歸し九月十二日長崎を出て五島に碇泊し夫より又朝鮮
海を經て濟州の傍と過ぎ支那の牛莊に赴くとせしふ
雲揚艦へ素より小軍艦をかき薪水の貯も多しと因て
九月十九日朝鮮京城の河口ある江華島の辺と過しか地方
より凡三里むつり沖に投錨し先小舟二艘と本艦より
卸て湊内の浅深と量り岸に漕寄て石炭の有無と問ふ水
とも汲と且魚鳥の類とも買求んと思ふを陸地の方へと
小舟と向て進み行に既小第一の炮臺も過ぎ第二と第三
の炮臺の間に至しと思ふ頃忽地件の炮臺より我小舟の
向て砲發せしむる諸の渠は害心ありと我舟よりも炮
臺を目のけし小銃を放ち暫く炮戦を及しかど弾丸一と
して當るものあり然るも大雨俄に降出し波
高くあらしうの急ぎ本艦は漕戻んと艦を押立て退く
時す砲臺より大砲を打掛ると是も幸中ふとて
難なく引取る事を得たりさるるも渠が爲を所信義を失
ふ仕方あると次の日艦長衆は向て言るや韓人不礼の所
作とありて此終し退くべしとの又返報を及んと問へ
衆皆言ふ渠一應の尋めあり猥に我船は砲發せしむる如何
は偏固の國ありと法を知ぬの餘あり倘此終は退んま

向て砲發せしむる諸の渠は害心ありと我舟よりも炮
臺を目のけし小銃を放ち暫く炮戦を及しかど弾丸一と
して當るものあり然るも大雨俄に降出し波
高くあらしうの急ぎ本艦は漕戻んと艦を押立て退く
時す砲臺より大砲を打掛ると是も幸中ふとて
難なく引取る事を得たりさるるも渠が爲を所信義を失
ふ仕方あると次の日艦長衆は向て言るや韓人不礼の所
作とありて此終し退くべしとの又返報を及んと問へ
衆皆言ふ渠一應の尋めあり猥に我船は砲發せしむる如何
は偏固の國ありと法を知ぬの餘あり倘此終は退んま

定は我艦の耻辱とみふべし。此上の本艦と地方に寄て渠が罪
と問へば、やと頻ふ奮と止さるるを艦長乃令と發し直ふ
地方へ寄せんとするふ爰等へ都て遠浅あきと如何と思
へど進むを得と遙ふ沖より臺場と目懸て大砲と打掛し
既して破裂彈二丸の岩の中へ入りと慥に見認るるふ
必と渠等み死傷の者有べしと思とるんど如何とせん其
間遠く隔つてる夏故勝負の決し難さと圖り日未だ
暮るるも終ふ戦を収り然るふ我艦の在るありと
総て小島多くして川口より流も出る水は激る所あれば
潮の勢甚と急しと舵と轉し錨と投するは最も不便利か

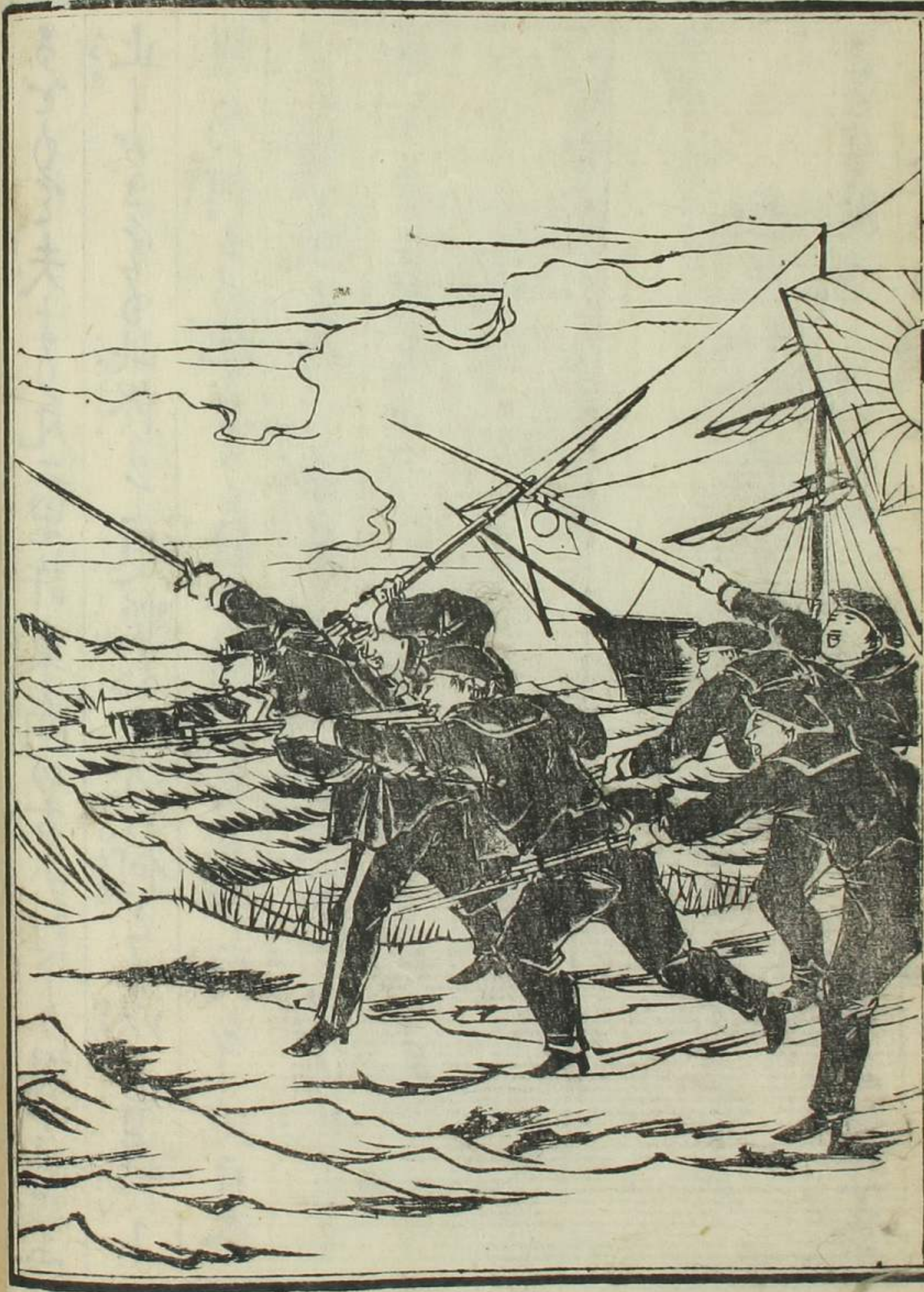
るとのぞ。夫より凡二里許東南の方へ引下り。艦と此處へ
止しが、さるも此俟て退帆あきん何とも以て遺憾ふ
堪ぬ何もの地とるも韓土の内へ兵と向て討つ。日本
の武威と示まぶ。幸茲より西北へ見ゆる一島ふ成の兵士
等ありと見えたり。いざ彼島と襲し韓人の膽と寒さ
しめん。其夜の中へ用意と調へ翌日黎明小舟二艘ふ
士官海兵水夫等と合せく三十二人と乗せ件の島へ差
向けり

我兵水宗城と攻破る事

さるも彼島へ構し城へ水宗城と號しと海岸へ石垣と築



三十三名余の
海兵韓地の
一城を撃
破る圖



三十三名余の
海兵韓地の
一城を撃
破る圖

き塗塀あぐま設あり。中若干の守兵あり我兵其
東門小責掛て只一様打破んと各競を蒐る程は彼白衣と
着せし兵士等共狭間より矢を射出し或は火繩筒を打
掛て爰と先途と防ぐるを前へ進し水夫一人忽地其所へ
撃仆させ一人の腰を射らる。故小笠原中尉角田少尉等
奮激し斯る小城を攻落さん。何時までも遅々たる事や
ある軍此の如くもる者ごとく矢庭小攀登り塀を越て城
小入るや否内より東門と押開き頻々喇叭を吹立を。是ふ
氣を得し海兵水夫等一度は込入り筒先揃て小銃を連發
し別小隊と分て疾も南門の方へ廻り。這如彼處は火を放

ち又本艦よりも大砲を屢城内小打込し其勢最もま
さやどけき。韓兵大小駈き周章てまゝ大軍の乱を入
しどまも逃れし。隊長歩兵の別あり皆悉く西の門より
先を争ひ走出し我兵僅小六名あり。万世橋と號し
たる門外の橋を絶切し韓兵等又逃道を失ひ狼狽騒
て西南の断岸を匂下り向ふ小見ゆる松山島と。如何
ありか。遁を行んと各衣服を脱捨し其俟海へ
飛入たきと折柄満潮ある故小輒く渡ることを得を甚
だ困難なる所を我海兵等夫と見く狙ひ撃ふ。故
終小廿四人を打取まり。渠等松山島小遁を付し

僅六七人而已ありとぞ。後死骸を改め見し。彼を取し者
の内小將分と覺し。きか一人あり。此者の着服は袖は赤く脊
は茶色。多く士卒の体を見えむとぞ。其餘溺れ死したる
者。幾許といふ數を知ぞ。又處々の物陰に潜れ忍る者
どもを搦捕ると十二人。其内小指揮官と見え。彩配を
携たる者二人ありと聞えたり。是九月廿一日の午前十一
時頃ありき。斯て斯旨日本艦に報知し。けし。長官井上少
佐其他附屬の士官等。此島に上陸せし。れ城中を改め。大
砲三十六門外。小弓矢槍刀鐵砲の類を始とて。大鼓刺
叭書物あど。是彼と分捕り。生捕の韓兵に命とて。之を本

艦に運む。め。城あり日の丸の旗を建。成の兵を留置て
今あり朝鮮の王城より。兵を繰出。來らん。目物見
せ。追拂んと。其手配を做し。内地の方へ静り返て
兵を出さ。の形勢あり。唯一發の炮聲を聞え。顧み小
我勢に恐怖し。その故あり。兎角に内其日も暮小
及し。更に抗する敵あり。ね。兵士等折々。関の聲を
揚。空く島を打守き。又本艦に在る輩。甲板の上小
於て。時々。彼島と鯨波を合。愉快の色を露と。ち。既よ
其夜も。明た。と。敵地の何とも寂寥と。兵船の寄る
景況も。何と。是迄と思ふ。島の兵を。船小

引せ。廿二日の早天。雲揚艦の錨を抜く。出帆。及ぶ程。小海路六日。長崎。着せ。此趣。電信を以て。直。東京。報知せり。

黒田井上の兩大臣韓地。到る事

斯く我朝廷。十二月十三日。更。陸軍中將。兼。參議。開拓長官。黒田清隆。を。特命。全權。辦理大臣。とし。廿七日。議官。井上馨。を。特命。副全權。辦理大臣。とし。俱。朝鮮。小遣。を。宜く。談判。及ぶ。との。詔命。を。賜。り。越。て。九年一月六日。兩大臣。の。宮本外務大丞。と。始め。諸省の官。員數十名。其他。陸海軍の兵隊。を。隨。て。東京。を。發。途。

せ。品川。より。て。大臣等。の。玄武丸。上。船。其餘。の。護。送の船。小。乗り。一月十五日。朝鮮。金山浦。小。着。船。せり。爰。七日の間。逗留。あ。ま。と。金山。より。都。まで。余程の里數。あ。ら。故。斯。る。間。遠。き。處。を。談判。及ぶ。も。逆。も。急。便。を。ま。き。わ。ね。都。小。近。き。江華島。に至。り。是非。國威。を。貫。く。や。應。接。及ぶ。と。廿三日。小。此港。を。發。し。數。艘の船。を。引。具。て。夫。より。水路。を。打。廻。て。二月四日。江華島。の。這方。ある。項山。島。小。船。を。寄。せ。爰。より。一通の掛合。あり。て。十日。江華。島。より。着。陣。せり。初。め。我軍艦。の。彼國。に。乘。込。を。へ。尙。も。敵。小。備。あり。抗。ま。る。者。の。ほ。ま。ま。其時。武威。を。顯。し。只。一。搦。

小撃崩さんと兵士等片唾を呑く居たる所我思ふも引替く。渠等へ去年の一戦小懲心果這回も日本の大軍来て如何ある乱暴の會人々々。安き心もあに所へ軍艦數艘乗込たまひ。さきもや敵の押寄しとて彼國人等の皆色と失ひ老幼婦女の何れも荷物を脊負杯しとて山手の方へ逃るもあつて。周章大方あつて。我船も聊も乱暴の体あつても。少い安堵為たさども大臣方の逗留中。婦女の一人も見ざりしとて。却説玄武丸以下の船の江華島小至るや否程に所小碇を下し。豫て此地を談判し及ぶべきの筈あつて。兩大臣以下宗徒の方々上陸せしを先

其地の景況を見るふ奇山峯岬々として連をども。先山多く樹木多し。地味も隨て宜く。土人の家も市街林も亦至て不潔あり。江華府の島中ふあつて。海岸を去る事一里許。此府の周圍三里あり。最も山城あるが故。小谷へ掛く石垣を築き環し。頗る堅固の構ゆ。朝鮮三府の其一あり。茲より京城を去る事凡十四里許。國王非常の事ある時。此地を假の都小する由さども。家數の僅五千。小過ぞ殊小多し。茅屋もその建方も。少かり。唯官舎の。總て瓦葺あつて。さきも。りの家いあかりけりしとて。

練武堂ルンブツドウ於お兩國ニクニク大臣ダイジン談判タンパンの事

爰こゝ我われ大臣ダイジン等ら彼かの國人コクジンが郷導キョウドゆく副帥フクシュ營エイと歸かへたる旅館リョクワン入いり座ざを占しむべ彼かの國クニ東萊トウライの訓導クンドウ至いたり暹シムと差備サヒ官カン李瀛秀リエイシュの二入に來きて着港チャウカウを祝いわし安否アンヒを問とふと是等これらの事畢ことひら後のち更さら兩大臣リウダイジンの大礼服ダイレイフクを着きせられ海軍カイケンの兵等ヘイテイ警護ケイゴして沙都サド通判衙門ツウパンギヤモン赴おもむき第一第二の門カドを經へて爰こゝ護衛ゴエイを半隊ハンタイ留とどめ残のこる半隊ハンタイの兵士等ヘイシテイ階下カイカ引具ひきぐして其辺そのへ一列いちれつお立たちめ大臣ダイジンの徐々じゆじゆと館内カンナイ小進せうじんと昇のぼり朝鮮政府チョウセンセイフの大臣判中府事ダイジンバンチュフジ申據シンキョと副大臣都總府副總管尹滋承フクダイジントウソウフフクソウカンユンシヤウとその席せきへ立出たち出でるが申據シンキョ

ハ一品官いちひんくわんより年齢ねんれい六十五六歳ろくじゅうごろうじゅうさい尹滋承ユンシヤウハ二品官にひんくわんめて五十歳許さいじゆ俱とも彼國かのくにの高官かうくわんあるが恭こうく礼らいを爲なすが初對面しよたいめんの口誼くちぎを演のぶべ兩大臣リウダイジンも是これに應こたへる挨拶あいさつありし此日このひの何等いかんの應接おうけつもあらず其後そののち旅館リョクワンへ立歸たち歸りしが又また彼國かのくにの大臣ダイジンも即日このひ旅館リョクワンへ來訪ライホウしし其禮そのらいも及およびたりとして翌十一日あしたじゅういちにちより兩國ニクニクの事件ジケンを談わぜらる事こと決けつしし既すでに其日そのひありぬと午後一時ごふじ小旅館リョクワンを發はして西門セイモンの内うちにお練武堂ルンブツドウに至いたりし彼國かのくにの大臣ダイジンも出張シヤウカウして乃事このことを議ぎするが及および我われ大臣ダイジンよりハ大政王室ダイセイオウシツに復かへりし百事ひやくじ更始セイシの時ときあればし貴國キクニとの交際カウサイも從前ジュゼンの弊風ヘイフウを改あらめ猶なほ交まを厚あつくせむ

屢書簡を送ると雖も之を受ざるものとせしむるを却て不
礼の舉動あり。夫等の所爲を詰り問ふ且又即今廣
く萬國と交を結ぶの時節主とする所舊弊を去て
いよく隣交の好を深く。釜山の外小港を開き貿易の
利を俱せん事。自他の幸福あるべき杯と縷々談判
お及ぶるまで即答お及び難き大事件あらば故に此日
いさむる議論あり。五時過お至り事果く彼國の大
臣より種々の物を饗食し又音樂を奏せたり。又十三日同
刻より執事廳と言ふ處あり。前日の如き談判お及ぶ
渠の兎角お舊習よ拘り姑息の論お渡せども我兩大臣

お烈く説付らるる言破るべき辞あり。さきども我意隨
ひ難き渠も事情のある事や彼政府より懇願して十日
の猶豫言出たれば固く遅延お至らざるや。其期を約して
歸館あり。其情實を察するに渠の兎角事お托して
日を延さんと計るあり。斯くの虚く時日を費し。至急お功
を奏し難くと兩大臣内談せしむ。廿一日お至り。荷物と頂山
島お繫し本艦お積送り。大臣方あり。既にお名船お乗る
さ勢を示すべし。彼國の大臣等傳へ聞き驚くこと限あり。
頻お我を留めども。兩公更お肯せざるも隨從の官負兩三
名と旅館お残せば。今日より四日の間お決答あるべしとせ

頃小本艦小乗移まば。朝鮮政府より遠小大臣自餘の諸
官人と會し。種々内談小及ぶ程小素より頑固の國風なまば
或ハ舊式小差ふ杯と。頻小論を發せりもあまど。嚮小雲
揚艦の乗込し時已が炮臺より謂わく砲發あり過ある
を。今速小意を決せざれば水宗城を撃ちまし如き又辛き
目小合ふべき。日本ハ本慄悍ある人氣あり。さまば彼使臣
等が時日の後ろを厭ふの體も。本艦へ退きし我返答
の有無あり。直小兵端を開くべき機會あるよと疑ふ
今日本の強兵と抗戦小及ん小。國中決死を窮めあべ。須
臾へ支ゆべきも。全勝の策ありとも覺む。固より事を

改る好まば。雖も今日の形勢ハ萬國斯の如しと。あまば
我の因循まきふあまば宜く渠が意小應下と。金山
の外小港を開き。廣く貿易小及ん事。國小利するの所も何
り。是兩全の策あると言ふ中よ。慷慨の士もあつて
偏固の論を主張あり。我舊貫を改るよとい。國と俱小爲
ちど。尚も言張る所より。衆議決定せざり。かど。既よ四日
の期限も切んとす。ふ臨し。迎も抗辨し難し。と。渠等も
思ひ定め。返答小及ぶべき旨。旅館へ申来し。我兩
大臣ハ再び上陸小及まらり。

兩大臣條約を定む歸朝する

かくて廿六日の午前九時頃我両大臣練武堂へ出張あれ
彼國の大臣等も出會へて總て日本より掛合せし事
悉皆承諾し乃條約及び其書曰く。

修好條規

大日本國と

大朝鮮國と素より友誼を敦く年所を歴有せり。
今兩國の情意未だ洽かざるを視るに因り重ねて
舊好を修め親睦を同せんを欲し是を以て日本國政
府に特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長
官黒田清隆特命副全權辦理大臣議官井上馨と

簡し朝鮮國江華府へ詣りしめ朝鮮國政府の判中
樞府事申樞都總管尹滋承を簡り各奉る所
の諭旨を遵ひ議立せる條款を左に開列す。

第一款 朝鮮國の自主の邦あり日本國と平等の
權を保有せし。嗣後兩國和親の實を表せんと欲する
に彼是互に同礼義を以て相接待し。毫も侵越猜嫌
を起さざらんべし。先從前交情阻塞の患を除んが
爲諸例規を改革し。勢を寬裕弘通の法を開擴し。
以て雙方とも安寧を永遠の期を乞ふ。

第二款 日本國政府は今より十五箇月の時を從ひ

使臣を派出し朝鮮國京城の到らしめ礼曹判事
親接し交際の事務と商議せしむを得ばし諛使臣
の留滞し或は直し歸國せしむ共其時宜し任じべし
朝鮮國政府の何時あはし使臣を派出し日本東京
に至らしめ外務卿親接し交際事務と商議せしむ
得べし諛使臣或は留滞し或は直し歸國せしむ亦其時
宜し任じべし

第三款 嗣後兩國相往復する公用文は日本其國文
を用ひ今より十年間添ふる譯漢文を以てし朝鮮
真文を用ひし

第四款 朝鮮國釜山の草領港は日本公館ありて
年來兩國人民通商の地たり今より從前の慣例及び
歲遣船等の事を改革し今般新立せる條款を憑り
準とす貿易事務を措辦せしむ且朝鮮國政
府の第五款に載る所の二港を開き日本人民の往來
通商せしむ准聽せしむ右の場所小就き地面を賃
借し家屋を造築し又は所在朝鮮人民の屋宅を賃
借せしむ各其隨意し任じべし

第五款 京師忠清全羅慶尙咸鏡五道の沿海
あり通商し便利あり港口三個所を見立たる後地名

と指定すべし。開港の期は日本曆明治九年二月より
朝鮮曆丙子年正月より共小數く二十箇月小當ると
期とすべし。

第六疑 嗣後日本國船隻朝鮮國沿海小在て或を
大風小遭ひ又薪糧小窮竭し指定たる港口小達
まふ能はざる時何もの港灣あても船隻を寄泊し
風波の險を避け要用品を買入る船具を修繕し柴
炭類を買求ると得べし。勿論其供給費用ハ總て船
主より賠償すべし。雖も是等の事小就ては地方官
人民俱ふ其困難を体察し眞實小憐恤を加へ救援

至らざるあく補給敢て吝惜するべし。猶西國
の船隻大洋中あて破壊し乗組人負何もの地方も
も漂着する時其地の人民より即刻救助の手續を施し
各人の性命を保全せしめ地方官小届出談官より各本
國へ護送するべし。又其近傍小在留せしめ本國の官員
へ引渡すべし。

第七款 朝鮮國の沿海島嶼岩礁從前審檢を経
ざる極く危険と爲小因り日本國の航海者自由小
海岸を測量するを准し其位置淺深を審し圖誌を
編製し兩國船客をして危険を避け安穩小航通する

と得せしむべし。

第八款 嗣後日本國政府より朝鮮國指定の各口へ時宜し隨ひ日本商民を管理する所の官を設け置べし。若し兩國の交渉する事件ある時、該官より其所の地方長官と會商し、辨理せん。

第九款 兩國既し通好を経たり、彼此の人民各自の意見し任せ貿易をせしむべし。兩國官吏毫も之の關係する所を又貿易の制限を立さず。或の禁沮するを得ず。倘し兩國の商民欺罔誣賣又の債借償いざることを時、兩國の官吏嚴重に該連商民を取糾し、債欠を追

辨せしむべし。但し兩國の政府之を代償するの理を

第十款 日本國人民朝鮮國指定の各口港に在留中若し罪科を犯し、朝鮮國人民の交渉する事件に總て日本國官員の審査し歸せしむべし。若し朝鮮國人民罪科を犯し、日本人民の交渉する事件に均し朝鮮國官員の審査し歸せしむべし。若し朝鮮國人民罪科を犯し、日本人民の交渉する事件に均し朝鮮國官員の審査し歸せしむべし。尤も双方とも各其國律に據り、裁判し、毫も回護祖庇する所なく、務て公平允當の裁判を示さしむべし。

第十一款 兩國既し通好を経たり、別し通商章

立世平言... 程と設立し。兩國商民の便利を與ふべし。但し現今議
立せる各款中更に細目を補添して、以て遵照便むべ
き條件共自今六月箇月を過ぎて、兩國別々委員を
命じ朝鮮國京城又ハ江華府に會して商議定立せん。
第十二款 右議定せる十一款の條約此月より兩國信
守遵行の始とす。兩國政府復之を變革するを得。以
て永遠に及なり。兩國の和親を固くせん。之を爲ふ此約
書二本を作り。兩國委任の大臣各鈐印し相互に交付し。
以て憑信を昭かすもの也。

大日本國紀元二千五百二十六年明治九年二月廿六日

大日本國特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓
長官 黒田清隆印

大日本國特命全權副辦理大臣議官 井上馨印

大朝鮮國開國四百八十五年丙子二月初二日

大朝鮮國大官判中樞府事 申 摠印

大朝鮮國副官都總府副總管 尹滋承印

斯の如く記載せられたるは何れも調印し及ぼすを。兩大臣を
受取め。尚彼國より。尋に修信使を送るべき杯。彼是と相
約して。既し談判調へ。皆も練武堂の階下。於て彼國の
の樂隊が。左右に立ち。樂を奏し。且品々の饗應あり。其

事果て兩大臣の副帥營に歸館せしむ。即日小舟より項
山島の本艦に乘移り。既に出帆とす。亦至り。數發の祝炮
を船より放て。渠より亦是に應じ。祝炮を發しけり。
聽く兩大臣。此日彼地を出帆して。三月四日品川に着港し。
翌日正院に於て主上を拜し奉り。彼地の首尾を詳細奏
問。及まらざる。敵感最淺。勅語を下させり。後
尚酒散を賜り。勞を慰め給ひしとぞ。

朝鮮の修信使來朝の事

抑這回朝鮮の事件たゞや。我國威と情實と。渠に貫通
せざる時。如何なる變あり。及ぶまを。兩大臣等の智辨と

いひ殊に天威の輝く。故に。も頑固の韓人も速に
屈服して。我三千餘万の人民が。何とも安堵の思をなす
事誠小昭代の美事といふべし。閑話休題。朝鮮あり。既
に條約。急ぎ信使を差出さ。て。慚ひ難し。
まこと。朝鮮の航海の船あり。故に我蒸氣艦
と貸し。事あり。金山灣や。日本より迎の船を遣さ
る。い。乃朝鮮より修信使と。禮曹參議金綺秀
其他上々官。上官中官。又下官等の輩。加て總人數七十餘
名。國書を齎ら。土産を携へ。彼蒸氣船に打乗て。五月
廿九日の朝。橫濱に着港。即日鐵道より東京に入る。

其時正使金綺秀の揚輿に乗る。其餘上官やその人力車
わく。旗を立て樂を奏して。行粧甚だ異なるが故に。貴賤老弱
やあざむく。見物する者甚かしく。兎角して豫て設け置れ
たる。神田錦町の旅館に着。六月一日金綺秀等參朝し
て。主上謁し奉ぬ。其後官員及び華族の邸内に招きこ
大に款待の預たるも。正使を始として皆歡ぶ事限あり。
逗留數日ありて。遂に歸國し及。是中を喋々口を絶
ざり。征韓論の紛紜も。爰に至り漸く止む。亦此我國の幸
福ありと云ふ。

熊本暴動原因の事

是よりさき朝廷特命全權公使榎本武揚と魯西亞國の
遣り。其大臣と彼得堡の會せしめ。自今千島の我版圖に
屬し。樺太の魯國に譲るの條約を定めり。

今般魯西亞國と千島樺太西島交換條約別紙の通取
結相成候事

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐たる日本皇帝此
書を以て宣示を朕全魯西亞皇帝陛下と望を同し
朕の樺太島(薩哈連島)の内朕が所領たる部を全魯
西亞皇帝陛下へ讓與し全魯西亞皇帝陛下に其所
領たる千島群島「クリールアイランド」の全部を朕に

讓與せしむる紙互に決したるを以て雙方の全權重臣
明治八年五月七日彼得堡小會其條約を締盟調
印せり即其條款左の如し。

(樺太千島) 交換條約

條約

大日本國皇帝陛下と全魯西亞國皇帝陛下の合意
太島(即薩哈連島)是迄兩國雜領の地たるを因て屢
次其間お起さるる紛議の根を斷り現下兩國間お存する
交誼と堅牢ならしめむと大日本國皇帝陛下の
樺太島(即薩哈連島)上お存する領地の權理と互に

相交換せしむるの約を結んと欲し大日本國皇帝陛下
の海軍中將兼在魯京特命全權公使從四位榎本
武揚お其全權を任じ全魯西亞國皇帝陛下の太政大
臣金剛石裝飾魯國シントアンドレアス「褒牌シント
ウラジミル」一等褒牌「アレキサンドル」子フスキー「褒牌
白鷲」褒牌シントアン十一等褒牌及シントスタニスラ
ス一等褒牌佛蘭西國レジウレドオノール大十字褒
牌西班牙國金膜大十字褒牌澳太利國シントエテ
ー子大十字褒牌金剛石裝飾字露生國黑鷲褒牌
及其他諸國の諸褒牌を帶り公爵「アレキサンドル」ゴル

チヤコフチヤコフ其全權を任せる其全權を任せる右各全權の者左の條款を協議して相決定す

第一款 大日本國皇帝陛下大日本國皇帝陛下其後亂其後亂に至る迄現今樺太島樺太島即薩哈連島即薩哈連島の一部を所領するは權理及君主小屬君主小屬も一切の權理を全魯西亞國皇帝陛下全魯西亞國皇帝陛下譲り而譲り而後樺太全島樺太全島悉く魯西亞帝國魯西亞帝國に屬しラペルーズ海峡を以て兩國の境界とす

第二款 全魯西亞國皇帝陛下全魯西亞國皇帝陛下第一款に記せる樺太島樺太島即薩哈連島即薩哈連島の權利を受て代として其後亂其後亂に至る迄現所領現所領クリル群島クリル群島即第一「シユムシエ」島第

- 二「アライト」島第三「バラシムル」島第四「マカシルシ」島第五「チ子コタン」島第六「ハリムタン」島第七「エカシル」島第八「シヤスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレド子」及「ウシ」ル島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「ナエルポイ」拜拜「ブラツト」チエルボエフ」島第十八「ウルツブ」島共計十八島の權理及君主小屬及君主小屬も一切の權理を大日本國皇帝陛下大日本國皇帝陛下譲り而譲り而後「クリル」全島全島日本帝國日本帝國に屬し東察加地方「ラバツカ」岬岬と「シユムシエ」島の間あり海峡と

以て兩國の境界と爲す。

第三款 前條所載各地并其地産を此條約批准

爲取換の日より一ヶ月直全く新領主に屬する者とし

但其各地受渡の式の批准後雙方より官員一名又數

名を撰り受取掛とす實地立會の上執行すべし

第四款 前條所記交換の地あり其地ある公同の

土地人の下手せざる地所一切公共の造築壘壁屯所

及人民の私有に屬せざる此種の建物等を所領するに

權利を兼存せしめ現下各政府に屬する一切の建物及動産

の第三款に載する雙方の受取掛役取調の上其代價

と検査し其全額其地を新領する政府より出さる者也

第五款 交換せし各地に居住する各民(日本及魯人)は各

政府に於て左の條件を保證し各民并其本國籍を

保存するを得るものと其本國に歸ると欲する者は常

其意を放て歸ると得るものと或は其交換の地に留るを

願ふ者の其生計を充ふに營むを得るの權利及其所有

物の權利及隨意信教の權利を悉く保全するを得る

全く其新領主の屬民(日本人及魯人)と差異せし保

護を受る事雖然其各民は并其保護を受る政府

の支配下に屬する事

第六款 樺太島(即薩哈連島)と讓らるる利益を酬る爲全魯西亞國皇帝陛下の次の條件を准許す。

第一條 日本船の「コルサコフ」港(即「クシユンコタン」來る者の爲)此條約批准爲取換の日より十年間港税も海關税も免さる。此年限満期の後の猶之を延ばすも又税を收むるも全魯西亞國皇帝陛下の日本政府より「コルサコフ」港へ其領事官又其領事兼任の吏員を置の權理を認可す。

第二條 日本船及商人通商航海の爲「ホック」海諸港及東察加の海港來り又其海及海岸に沿て漁業を營む等渾て魯西亞最懇新の國民同様ある權利及特典を得る事。

第七款 海軍中將榎本武揚全權委任狀の未到來せざると雖も電信を以て其送致する日を確定せしむ。由り其到るを待ど。此條約面に記名し其到るを待て各全權委任狀を相示その式を行ひ別其事を記す。左券とす。

第八款 此條約の大日本國皇帝陛下拜し全魯西亞國皇帝陛下互に相許可し而して批准を爲す。但し各皇帝陛下の批准爲取換の各全權記名の日より六ヶ月間。

東京トウキョウ於オく行ユクふる。此條約チョウヤクに權ケン力を附ツケする爲ため各全權ゼンケン各其姓名ナノナを記シし拜マカ其印インを銜ケンするものあり。

明治八年五月七日即一千八百七十五年四月廿五日五月七日比特堡府ヒトルボルクフ於オく。

榎本武揚エノモトタケユウ (印)

ゴルチヤコス (印)

朕親チンシンく右條約ウチョウヤクを通覽ツウラン一其旨シムと至當シツタウとを故ゆゑ今いま此書シヨを以もつて之これを全ぜんく證認テイニン批准ヒツイン一大地ダイチと悠久ウキウを期まを一總て條約チョウヤク中所載チュウショウの條款チョウカクに正ただふ之これを遵行ジュンギョウせむ事を約やくと右定證テイテイと一く爰こゝ朕チンが名ナを親記シンキ一國璽クニシを銜ケンせしむ。

神武天皇即位紀元二千五百三十五年

明治八年八月廿二日

御名 國璽

奉勅

外務卿寺島宗則ソウノノ (外務卿印)

か兩國の條約チョウヤクも定さだまむ復北門フキホノカドの患うれあか加くる朝鮮チョウセンの隣交リンカウ既すでに整ととのむ。此時コノトキを奉まもり豫あらむ仰出オウシュツされる奥羽オウウ御巡奉ミメグロウマシマ在ある。主上ヌシノミカドは六月二日御輦ミメグロを東ヒガシへ向給ムカはる。僻遠ヒクエンの人々ヒトは是迄ココ生なる御神ミカミと。思おもひ込こめて居ゐたり。親ミヤコく拜まがり奉まる。故赤子コノアカコの父母フボウ小逢コトアヒる如ごとく。攸然キコトシ雀躍セツガクして皆みな一力イツリキ歳トシを

唱へたり。斯く徳沢の四表に及びば、折柄あるに、奈何ある
頑固の輩ありて、不平を鳴き、者ありて、思ふは是年
十月廿四日の午後十一時三十分、月の漸く西山に没し、風の
蕭瑟として吹る。比天に輝く星影の夫とや、物の具也。
兵士凡百七十人、肥後國熊本の鎮臺本營へ押寄せたり。是
に此熊本縣下の神風連、或は敬神黨と唱る。開明の政体
を悦ばざる頑固士族ありて、中にも巨魁たる上野堅吾、加
陽齋堅太、田黒伴雄等、より同國藤崎八幡の社
内、大會あり。我日の本に、世界万国に秀たる神國あり
曲津日の魔業あり。神代より傳たる我神國の風俗を

改め、外夷等、下風にお立ん事、こと安らぐね、殊に先頃の
武士の魂、お帯刀を廢し、或は結髪を截ると、迫り吾々
祖先が槍先、まゝ舊藩主より貫ひ居し。家祿を廢して
祿券とあり。今又縣下一般の人民より、積置たる舊藩金
と縣令一己の武断、とて大藏省へ差送り、或は有益社を
取潰さるゝ。斯ては、此未如何成行んも、計り難く、士族の
身分も地も落たり、因り斷然義旗を揚げ、先鎮臺及
官吏等の宅を襲ひ、其重立たる奴を、除く上、諸手
の勢を一併せ、縣廳を乗取らば、其威勢四方に輝き、豫て
盟約ありて、長州の前原一誠、及び筑前秋月の舊藩

士等之小應^{おのこたけ}なる者有^あべ^いさ^く西海道^{さいかいどう}の言^いも更^{さら}あり。四國^{しこく}中國^{ちゆうこく}も響^{ひび}きよ應^{おのこたけ}し我^{われ}一味^{いまい}とあり小^こ至^{いた}ん其時^{そのとき}一舉^{いっしよ}して東向^{とうかう}せし官吏^{くわんし}が醉^{まよ}を醒^させるのころ堂々^{どうどう}たる神國^{しんこく}の皇^み威^いを海外^{かいがい}示^しま小^こ足^{あし}んと評議^{ひやうぎ}已^ま一決^{いつけつ}しまづ炮隊^{てうたい}切^き入^いる一手^{いっしゆ}の加々見^{かゝみ}十郎^{じゆらう}を始^はとて相從^{あひま}ふ者^{もの}凡^{およ}百二十餘^{ひゃくにじゆじゆ}人^{にん}。種田^{むねうだ}少將^{せうしやう}新屋敷^{にいんや}の旅館^{りゆうかん}へ赤峯^{あかみね}一雄^{いっしゆ}を始^はとて十人^{じゆにん}。同處^{どうちよ}高島^{たかしま}中佐^{ちゆうさ}の寓居^{ぐうきよ}へ千場^{せんぢやう}真勅^{まんとく}等^{らう}六人^{むにん}與倉^{よくら}中佐^{ちゆうさ}。京町^{けいぢやう}の旅宿^{りよじやく}へ齋藤^{さいとう}熊四郎^{くましじらう}等^{らう}三人^{さんにん}安岡^{やすおか}縣令^{けんれい}山崎^{やまざき}の旅館^{りゆうかん}へ吉村^{きちむら}一等^{いっとう}五人^{ごにん}舊四等^{きゆしとう}判事^{はんじ}太田^{おの}黑惟信^{くろただのぶ}の邸^{てい}へ浦^{うら}楯^{たて}記^き等^{らう}五人^{ごにん}と上野^{かみの}堅吾^{けんご}加陽^{かやう}齋^{さい}堅^{けん}太田^{おの}黑^{くろ}伴^{ばん}雄^ゆの三

巨魁^{きょくわい}の宗徒^{そうた}の士族^{ししゆ}と引具^{ひきぐ}して遊軍^{ゆうぐん}と号^{ごう}し。諸手^{しよて}の應^{おのこたけ}援^{えん}をあらそ指揮^{しゆい}まへと分配^{ぶんぱい}稍整^{しやうぢやう}る各隊^{かくたい}金峯^{きんぱう}山^{さん}小狼^{ころう}烟^{えん}の揚^あるを合圖^{あひづ}として一齊^{いつさい}小斬^{こざり}入^いる約束^{やくそく}し。皆^{みな}鏡^{かがみ}小具^{こぐ}足^{あし}小身^{こみ}を固^かめ胸^{むね}小一面^{こいちめん}の小鏡^{このかがみ}を掛^かけ家重^{けいぢゆう}代^{だい}の太刀^{たち}を腰^{こし}ゆ。天照^{あまてらす}皇^み太神^{たいかみ}と書^かた大旗^{おほしほ}動靜^{どうじやう}御神^{ごかみ}勅^{ちやく}あり書^かたる小旗^{こしほ}を押立^{おしだて}異形^{いけい}あり打扮^{うちばん}たり。中^{ちゆう}あり加陽^{かやう}齋^{さい}堅^{けん}上野^{かみの}謙^{けん}吾^ご烏帽^{くわぼう}子^こ直垂^{ちやくぢり}小太刀^{こたち}をはき銀^{ぎん}の蛭^{ひる}卷^{まき}たる長刀^{ながたち}を引提^{ひきだ}真先^{まゆき}小^こ五箇^{ごか}所^{ところ}齊^{さい}く暗^{あん}号^{ごう}と共^{とも}小斬^{こざり}入^いたり。

神風連蜂起與倉中佐奮戦の事

さても鎮臺へ向ひたる賊徒の百二十餘人を二手ふかけ處
々小石灰油を注ぎつけ。加藤清正が傳へ置たる一尺程の
青竹へ焰硝を詰り口火をきり。硝子窓を打破て之を投
入も四方へ火を掛け。火焰の中より乱入するも隊中亦内
通の者やありけん。營中よりも放火あり。前後より一
焼立もた。塩屋大尉佐竹中尉等の人々力を尽きて防がま
たこと何とも不意の事あり。指揮も意の如くならず。兵
銘々淺手を負ぬあり。中亦も炮隊少尉坂谷敬一。此夜
の周番あり。もまて。一層力を尽し。込入る賊徒を切拂ひ追
返す。數箇所の痛手より。流血も喉を潤し。暫時

防戦せらる。四方の火焰も包まて。二十三年を一期と
して討死せしむ。と悼む。けま。此外討死せし人の士官三
十人。兵卒五十人なり。手負も亦多し。一先茲を退き
たり。賊の方も死傷多く。殊小巨魁の加陽齋堅も討取
まけ。余義あり。此場を立去たり。又新屋敷の種田
少將へ打入。賊徒の女子供の嫌あり。斬りたり。少將も不
意を打も。深手を負も。終小翌日死せしむ。たり。同時
太田黒惟信の宅へも斬入た。惟信の辛う。其場を
遁。居宅の焼た。の。妻も恙あり。と。
又與倉中佐の宅へ向。賊徒の處々へ火を上げ。乱入する



賊徒等
 鎮臺本管
 と襲ふの
 因



を中佐の少も騒ず聯隊旗を右手小抱へ左手小佩劍を
振ひ獅子奮鬣の勢ゆく。左右小賊徒を切靡け本營を
氣遣あまて椽側の戸を蹴放て屹と見まはるる本營の
火焰盛なり。物音遙小聞えん。一大事と妻子を
見返る暇もあらず。二箇所の手疵を負あがり。其場を切抜
け直小營中へ驅入て急よ喇叭を吹せ兵士を纏め火を防
ぎ止て備を立日の丸の聯隊旗を押立ちし。景況の
いと目覺かり。とある。此時安岡縣令の宿所より議
せらるる事あり。參事小關敬直大属仁尾惟茂六等
警部村上新九郎あど參り合せ居らる。門前俄

小騒く何事あやといふ間もあらず。込入る賊徒の無二無三
當ふ小任せく切立まはる。終小安岡縣令の又殺さる。小
關參事の疵を蒙り。仁尾大属の深手を負ひ翌日空
くあまし。とある。

賊魁屠腹諷地平定の事

抑這回の戦の不意小出た事ある故一旦の官兵も狼
狽し。忽地隊伍を整へる。争う烏合の輩の
之小敵する事を得べき。激戦僅二時間あり。頼切たる巨
魁の加陽齋堅の討も尋る。太田黒伴雄も倒れた。上
野堅吾が老練あり。聊か思慮ある者小似たるも。再舉

の測り難きを察し。自宅へ歸て屠腹し其辞せふ。
ころひさす都ありよりよろしむを

千里のよまふ鞍押つや——

其他の残賊一旦に金峰山の指籠るもあり。四方へ散乱を
まもあり。兎角その内夜も明たき。鎮臺よりして警備
兵を八方へ分配して本縣の警部巡查と俱へ普く殘黨
の踪跡を探り。兵器を携へ者を見も。嚴く是を戒めり。
且近傍の港へ碇泊したる。船々の出港を禁せしむ。賊徒
等遁る道もあく。自殺する者八十餘名捕縛する者
對々。是より先同縣の權中屬長久保保猷の地租改

正調査として熊本福島兩縣の境を巡視の旅中故此
暴動は出遇ねど翌朝此變を傳聞き愕然として思ゆる。
嚮は佐賀暴動の時の例を考ふ。兎徒が必電線と斷
つる疑あり。聽て福島の傳信局へ到り急電廣島
鎮臺へも各所へ電報と通せし。果して權中屬の
察し違つて暴徒の支と發するは始め新町の電信局
へ二番へ乱入して器械を破毀し。電線も悉く切棄し
ぐ。權中屬の頓智は依て此電報早くも廿五日東京へ達し
けし。即時に朝議在せし。賊徒追討の令を布せ給ひ
内務少輔林友幸陸軍少將大山巖等の諸員警部巡

查と率る春日艦まゝ熊本へ赴き一ヶ月不日は該地の平定せり

前原一誠等敗軍し捕護せらる事

茲ふ山口縣の賊魁前原一誠ハ熊本暴發の注進と聞より直ふ同志と明倫館に聚め兼て示し合せし如く旗上の時至たれど今日より事と起し死を誓言と君側の佞人と退け回天の業と立んと云けども皆尤と雷同し前原一誠奥平謙助横山俊彦等と大將として義の為よ兵と起るといふ廻状を処々へやまゝ味方ふ付ざる者ら打殺さんと威し歩行き市中を亂暴せらるるを山口武士族大津唯

雪より縣廳へ注進しけども。縣令關口隆吉ハより敢て兵隊と率お進撃せらる。前原黨ハ此処よと戦つた所詮叶どとや思ひん官金と奪む或ハ市中の米金と取り須佐とふ處より退き茲は備と固し。關口縣令ハ尚も進で八丁の會議所より出張せられし賊徒を船よと竊よ越が濱と廻り不意に起て會議所へ押寄市中は火と懸切入けども官軍ハ不意と打と色め死立ども再び兵と纏て大谷とふ處は陣を取り賊徒ハ濁淵と金谷の兩處ふ屯集し。十一月一日より對陣して日々の小せり合のまありしが官軍方より軍議を凝し。五日の早天ハ海岸四箇所

より軍艦より賊兵へ不意に大砲と打ちけ追々進み責
立ければ賊徒等も散々攻撃せられ度と矢とありふ
所と猶又三浦陸軍少將關口縣令等下知を傳へ大谷の本
陣よりも大砲と打出し双方より小銃を注ぐべくけと攻立
むと賊徒も支もあけ敗走せり。されば前原一誠を因州
の方へ渡り再び同志の者と募んと股肱と頼り奥平謙
輔横山俊彦馬來本寺六人と辛りして小舟に乗り漸く追
手の難道と風波荒しと思ふ方へ進み出て出雲國
宇龍港へ吹着られ飲水も盡されど切に上陸しけ
る所疾も巡查も見認めると共に嶋根縣廳を送りけり。

秋月の賊徒潰散の事

此時筑前國秋月あり。不平士族等が騒ぎ出し。今村
百八郎宮崎車之助磯俊藏を始め十八人の者どもが頭
とあり各甘木町へ會合し。金満家の聞えある同所の佐
野屋某其外へ押入て強談小一萬圓餘と奪とり軍用
金として福岡縣廳を襲んとせしむ。早くも縣令渡辺清
此機を察し。夫々手配ありける。故賊徒の計策合期せ
處々を乱暴して十月廿八日進で豊津へ赴り。是より先
豊津の士族友松某山川某の兩名は熊本の變動を聞き
彼地の景況を探偵あるさんと本國を出たる途中千手驛

このふ處々々秋月の舊藩士等が群集あまふ行遇し
お這中知己の人ある故事のやうを尋まむ其人答て言る
やう我輩豫々熊本士族と山口の前原黨とふ同盟お
しる。肥後おの既よ事と起せむ。長州おてい何等の沙汰を
詳よせむ。因て是より豊津ふ至り。舊藩士等を同意お
さしめ尋で長防の同志等と事と共お謀らんす。故お
今其筋へ向へる。この話お西氏お打驚き直お夫より取て
返。終夜道を急ぎぎ。秋月の賊等が至らぬ先お豊津
へ歸り。蜜お有志の輩と小學校へ呼集め兇徒が迫るの
趣を聞つる。俣お説示。至急お鎮臺へも報知と遂げ

其他の士族へも是等の旨を告知らる間おとや暴徒等
い此學校お押寄來まむ。同野士族の中お入江淡と言
る者。百方苦計と運して。渠等と談判あむ中。三浦陸
軍少將鎮臺兵を率て來り。まむ。攻撃せし程お。
散々お打破らむ彦山へ逃上らむ。所詮適々道お
追々捕縛おの。或は降參せし。ほらお巨魁の宮崎車之助
磯俊藏等お自殺して漸く鎮静お及びたり。

各地の賊徒刑お就き諸道静謐の事

斯て各地の暴賊等お或は捕縛せし。或は自訴を悉く
平定しけむ。裁判官お其罪の輕重を論定して。

各刑不處せしむけり。やが熊本ありて高津運記の加
陽齋堅太田黒伴雄等不同意して種田少將を殺し
科し因り斬罪に處せしむ其辞世ふ。

いゝ度りしをまきあそむる夷ら

うたぐやあまん大和たむしむ

外ふ浦楯記吉村義節等も容易やうむる大逆に因り
斬罪に處せしむ其他四十七人を懲役お行むる山口
てい前原一誠奥平謙輔横山俊彦小倉信一馬來金山
田穎太郎有福半右衛門等を斬罪に處せしむ其他
四十七人を懲役お行む。其時各の辞世あり。

前原一誠

我今為國死死不負君恩人事有通塞乾坤
吊我魂

全

欲掃元惡不顧身死生得失風前塵生來初麗
丈夫淚不孝兄弟殉國人

奥平謙輔

值遇聖明蒙沢深致身無路涙霑襟誰知丙子
除姦事乃是戊辰敵愾心門戸怨氣猶慘毒山
河王氣已銷沈微臣有罪敢逃死赫々皇天所

照臨

横山俊彦

二十七年蒙國恩如今始得表忠魂人間再出
非他望折檻牽衣效直言

山田穎太郎

忍視神州没虜塵敢將一死守遺訓先師地下
應誓悔無限操戈入室人

秋月あつゝ今村百八郎藍田静方等を斬罪ふ処せらる
其他百四十人を懲役ふ行りて處刑既ふ畢けまゝ大
木司法卿も十二月十五日歸京せらる是よりされ諸

縣あり不平士族等の會合ありて事を成んとせし者
數多ありて蛇頭ありて行ざらむ壁言首謀の賊黨
縛ふ就一も一時の會合も画餅ふ屬一是ふ至る
諸道全く静謐一人々始て安堵せらるること

近世太平記一篇卷之下終

明治十二年一月廿一日板權免許
明治十二年二月十五刻成

編輯人

愛知縣士族

吉村明道

名古屋區東主稅町
八番屋敷

出版人

愛知縣平民

片野東四郎

名古屋區玉屋町
井六番屋敷

東壁堂藏板發賣書房

同	同	同	同	同	同	同	同	同	東京
穴	吉	長	丸	江	阪	小	稻	北	北
山	川	野	屋	鳴	上	林	田	畠	畠
駕	半	龜	善	伊	半	新	佐	茂	茂
太	七	七	七	兵	七	兵	兵	兵	兵
郎	同	同	同	衛	同	衛	衛	衛	衛
同	同	同	同	同	同	同	同	東京	東京
水	東	木	江	牧	山	稻	稻	小	小
野	生	村	鳴	野	中	田	田	林	林
慶	龜	源	喜	吉	市	佐	政	新	新
次	次	兵	兵	兵	兵	吉	吉	造	造
郎	郎	衛	衛	衛	衛				

近世太平記

同	同	同	同	同	同	同	同	同	京都
永	神	神	若	川	出	田	福	大	藤
田	先	先	林	勝	雲	中	井	谷	井
調	次	宗	喜	德	寺	治	源	仁	孫
兵	郎	八	助	次	文	兵	次	兵	兵
衛	助	同	同	郎	次	衛	郎	衛	衛
同	同	同	同	同	郎	同	同	同	大阪
辻	赤	森	大	松	中	岡	三	前	柳
本	志	本	野	村	川	田	水	川	原
信	忠	太	木	九	勘	茂	佐	善	喜
太	七	助	市	兵	助	兵	助	兵	兵
郎			兵	衛		衛		衛	衛

同 兼山	同 郡上	同 高須	同	同	濃州大垣	加州金澤	遠州濱松	駿州靜岡	甲州甲府
藤	齋	水	久保田	平	岡	中	齋	廣	内藤傳右衛門
掛文	藤佐	谷宇兵衛	鐵	野利兵衛	安慶	村喜	藤源三郎	瀨市	濃州岐阜
平	平	同	藏	飛州高山	助	平	同	藏	山
同	同	同	勢州山田	坂	同	同	同	同	岸彌平
水	柏	綿	山崎與三兵衛	田嘉	玉井忠造支店	三浦源	水谷善	福田半左衛門	
居健	屋兵	谷真	藏	藏	助	助	七		
亨	助	鱒							

同 肥田	同 四日市	同	同	同	同	同	三州豐橋	同	勢州津
服	伊	中	伊	中	糶	大	高	村	篠
部利三郎	藤善太郎	鳴富三郎	藤善太郎	鳴富三郎	屋傳四郎	塚茂兵衛	須又	田英	田伊十郎
同	同	同	同	同	同	同	八	吉	三州西尾
		稻橋			足助	舉母	同	尾州半田	開益堂
杉	黑	古	黑	古	紙	吉	綿	小栗太良兵衛	萬
浦善	部重兵衛	橋義	部重兵衛	橋義	屋治良九	田棗	屋與	高橋屋甚左衛門	
七		周		周	九	吉	吉		

近世太平記

名古屋本町通八丁目

永樂屋東四郎

